

議事日程(第1号)

平成23年3月1日 午前10時00分開会

- 日程第 1 会期の決定について
- 日程第 2 会議録署名議員の指名について
- 日程第 3 町長諸報告
- 日程第 4 議会報告
- 日程第 5 議案第 2号 平成22年度須恵町一般会計補正予算(第7回)
- 日程第 6 議案第 3号 平成22年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算(第3回)
- 日程第 7 議案第 4号 平成22年度須恵町老人保健特別会計補正予算(第1回)
- 日程第 8 議案第 5号 平成22年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2回)
- 日程第 9 議案第 6号 平成22年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算(第3回)
- 日程第10 議案第 7号 平成22年度須恵町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3回)
- 日程第11 議案第 8号 平成22年度須恵町水道事業会計補正予算(第3回)
- 日程第12 議案第 9号 第二次須恵町国土利用計画の策定について
- 日程第13 議案第10号 第五次須恵町総合計画基本構想の策定について
- 日程第14 議案第11号 須恵町住民生活に光をそそぐ基金条例の制定について
- 日程第15 議案第12号 須恵町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第16 議案第13号 須恵町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第17 議案第14号 土木工事の施工について
- 日程第18 議案第15号 下水道工事の施工について
- 日程第19 議案第16号 水道工事の施工について
- 日程第20 議案第17号 平成23年度須恵町一般会計予算の提出について
- 日程第21 議案第18号 平成23年度須恵町国民健康保険特別会計予算の提出について
- 日程第22 議案第19号 平成23年度須恵町後期高齢者医療特別会計予算の提出について
- 日程第23 議案第20号 平成23年度須恵町公共下水道事業特別会計予算の提出について
- 日程第24 議案第21号 平成23年度須恵町農業集落排水事業特別会計予算の提出について
- 日程第25 議案第22号 平成23年度須恵町水道事業会計予算の提出について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会期の決定について
- 日程第 2 会議録署名議員の指名について
- 日程第 3 町長諸報告

- 日程第 4 議会報告
- 日程第 5 議案第 2号 平成22年度須恵町一般会計補正予算（第7回）
- 日程第 6 議案第 3号 平成22年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第3回）
- 日程第 7 議案第 4号 平成22年度須恵町老人保健特別会計補正予算（第1回）
- 日程第 8 議案第 5号 平成22年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）
- 日程第 9 議案第 6号 平成22年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第3回）
- 日程第10 議案第 7号 平成22年度須恵町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3回）
- 日程第11 議案第 8号 平成22年度須恵町水道事業会計補正予算（第3回）
- 日程第12 議案第 9号 第二次須恵町国土利用計画の策定について
- 日程第13 議案第10号 第五次須恵町総合計画基本構想の策定について
- 日程第14 議案第11号 須恵町住民生活に光をそそぐ基金条例の制定について
- 日程第15 議案第12号 須恵町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を
改正する条例
- 日程第16 議案第13号 須恵町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の
一部を改正する条例
- 日程第17 議案第14号 土木工事の施工について
- 日程第18 議案第15号 下水道工事の施工について
- 日程第19 議案第16号 水道工事の施工について
- 日程第20 議案第17号 平成23年度須恵町一般会計予算の提出について
- 日程第21 議案第18号 平成23年度須恵町国民健康保険特別会計予算の提出について
- 日程第22 議案第19号 平成23年度須恵町後期高齢者医療特別会計予算の提出について
- 日程第23 議案第20号 平成23年度須恵町公共下水道事業特別会計予算の提出について
- 日程第24 議案第21号 平成23年度須恵町農業集落排水事業特別会計予算の提出について
- 日程第25 議案第22号 平成23年度須恵町水道事業会計予算の提出について

出席議員（14名）

1番 荒木 敏光	2番 吉本 實
3番 貝原 雅俊	5番 合屋 伸好
6番 今村 桂子	7番 原野 敏彦
8番 三上 政義	9番 三角 良人
10番 稲永 信英	11番 柴田 真人
12番 長澤 誠司	13番 御手洗寿乃
14番 森 勝己	15番 藤石 豊

欠席議員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 安河内 亮三 係長 平山 幸治

説明のため出席した者の職氏名

町 長・・・・・・・・・・中嶋 裕史	副町長・・・・・・・・・・稲永 張美
教育長・・・・・・・・・・平松 秀一	理 事（出納課）・・・・・・・・印藤 勝人
総務課長・・・・・・・・・・合屋 栄一	総務課付課長・・・・・・・・今泉 俊裕
まちづくり課長・・・・・・・・吉松 良徳	税務課長・・・・・・・・・・百田 順二
住民課長・・・・・・・・・・安部 健一	健康福祉課長・・・・・・・・・・吉松 清
健康福祉課付課長・・・・・・・・畑江達也	上下水道課長・・・・・・・・今泉 智明
建設産業課長・・・・・・・・安川 敏幸	建設産業課付課長・・・・・・・・安河内久人
子ども教育課長・・・・・・・・稲永 修司	子ども教育課付課長・・・・・・・・猪股 清貴
社会教育課長・・・・・・・・世利 孝志	図書館長・・・・・・・・・・百田 賢

午前10時00分開会

○議長（藤石 豊） おはようございます。いよいよ今期最後の議会の初日を迎えました。議員各位におかれましては、心残りのないよう今議会をしっかりと務めていただきますようお願い申し上げます、ただいまから平成23年第1回定例会本会議を開催いたします。

開会前に広報特別委員会より、会期中の議場内写真撮影の申し出があっており許可したいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

ただいまから、平成23年第1回須恵町議会定例会を開催します。

ここで、百田監査委員より欠席の届け出があっておりますので御報告します。

これより本日の会議を開きます。

議会運営委員長に議会運営委員会の経過報告を求めます。10番、稲永信英議員。

○議会運営委員長（稲永 信英） 改めておはようございます。議会運営委員会の協議結果について報告をいたします。

2月22日午前10時より、議会運営委員会を開催し、平成23年第1回定例会3月議会の運営について慎重に協議、検討をいたしました。

今回提出されます議案は21議案であります。町長諸報告6件及び閉会中の組合議会報告5件となっております。

会期は、3月1日本日より3月17日までの17日間といたしております。

なお、議案第17号から議案第22号までの6議案は、一括提案上程し、議案2号、第12号、第17号、第18号、第19号、第20号、第21号、第22号の8議案は、予算審査特別会計に付託することといたしております。

一般質問は、3月7日月曜日、午前10時より行います。

なお、一般質問終了後、林活議員連盟総会を開催いたしますので、特別会議室に御集合お願いいたします。

3月14日月曜日の現場視察は、午前9時30分より集合出発いたしますので、よろしくお願いいたします。

なお、議会最終日に、税務課、住民課より専決処分についての申し入れがあっておりますので、よろしくお願いいたします。

以上、議会運営委員会の報告を終わります。

日程第1. 会期の決定について

○議長（藤石 豊） 日程第1、会期の決定についてを議題とします。

第1回定例会の会期を、本日から3月17日までの17日間とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤石 豊） 御異議なしと認めます。よって、第1回定例会の会期を本日から3月17日までの17日間と決定しました。

日程第2. 会議録署名議員の指名について

○議長（藤石 豊） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第110条の規定により、2番議員、3番議員を指名します。

日程第3. 町長諸報告

○議長（藤石 豊） 日程第3、町長の諸報告を求めます。中嶋町長。

○町長（中嶋 裕史） 3月の定例会を招集いたしましたところ、全議員さん御出席のもと開催できますこと、心から感謝を申し上げます。1期4年の最後の議会ということでありまして、また23年度の当初予算を審議いただくということで、職員ともども、いつになく緊張感を持った議会になるのではないかというふうに思っております。

それでは、諸報告を申し上げます。

平成23年度一般会計予算について

まず最初に、平成23年度の一般会計予算でございますが、平成23年度の一般会計歳入歳出予算総額は70億8,600万円でございます。この予算には、前年度ではありませんでした子ども手当を含んでおりますので、前年度当初予算に比較しますと4億1,300万円の大幅な増となっております。

さて、日本経済の景気について、政府が毎月公表しております月例経済報告というものがありますが、2月の報告では、生産や輸出の持ち直しなど景気の基調判断をもち直しに向けた動きが見られ、足踏み状態を脱しつつ、いわゆる「踊り場から脱出をしておる」という表現をしておるわけでございますが、依然、給与等の削減など、デフレの影響や、いわゆる企業の内部留保、MアンドA対策等についての内部留保等によりまして、デフレの影響、雇用情勢の悪化は懸念されるところでございます。

国会はといいますと、解散総選挙の時期が取りざたされるなど、ねじれ国会で新年度予算の関連法案の成立が困難な情勢になっております。そういったことから、調整がなされておるわけでございますが、いわゆる税収と国債等の法案が、たとえ年度内に可決されなくても、約半年間ぐらいは財源の中で動けるということで、地方自治体にとりましては、さほど影響はないということでございます。

しかしながら、予算関連法案には子ども手当法案があるわけございまして、仮にこれが不成

立になりますと、児童手当が復活するわけでございます。そうなりますと、児童手当は制度上、所得制限がありますので、電算システムの改修あるいは所得確認が必要となりますので、市町村が行います6月の支給、これが非常に困難と懸念されるところでございます。

歴代政権がいずれも財政再建策を打ち出していながらも、なかなか国民の支持を得るまでには至っていないようでございますが、本町におきましては、須恵町民の安全安心な生活環境を守るために、依然、行財政の改革、特に財政健全化に努め、いわゆる合併問題が今遠のいた状況の中で、積極的な財政運営を行ってまいりたいというふうに思っております。

それでは、本町の一般会計の歳入歳出予算でございますが、まず町税についてでございますが、個人住民税につきましては、個人消費の伸び悩みなどから3.3%の減としておりますが、法人税は9.8%、固定資産税は2.2%、これは麻生内閣のいわゆるセイフティーネットのおかげだろうというふうに思っておりますが、本町においては、逆に増額が見込まれております。町全体といたしましては0.4%の増、962万円の増収と見込んでおります。

次に、国家予算の2割を占めます地方交付税であります。政府の財政運営戦略におきまして、地方の安定的な財政運営に必要となる地方の一般財源総額を確保するという観点から、7.2%の増としております。歳入全体の財源不足については、通常、基金の取り崩しによって補てんをせざるを得ないわけでございますが、本町におきましては、21年度、22年度、それから来年度の23年度とも基金を取り崩すことなく当初予算が計上されましたことを感謝を申し上げるわけでございます。

次に、歳出予算でございますが、不用な予算や効果が余り期待できない施策は抑制を図り、行財政改革を推進する予算としております。

まず、人件費でございますが、18年度から職員数の削減を継続してまいりましたが、23年度は対前年比較で1名の減としております。職員の給与につきましては、負担率の引き上げによる共済組合負担金などの増額要素はございますが、昨年の人事院勧告の実施に準じた期末勤勉手当の支給率の引き下げや、職員数の減によりまして2,600万円の減額となっております。

基盤整備事業、いわゆる普通建設事業でございますが、歳出全体の3.9%を占めておりまして、対前年度では1.4ポイントの減となっております。

国の第2次補正予算に伴う緊急総合経済対策を実施するため、平成22年度の補正予算におきまして、継続事業としまして地域活性化きめ細やかな交付金1,883万円を活用した公共施設地上デジタル放送整備、防犯灯設置工事及び小中学校教室整備事業を行ってまいります。

また、地域活性化住民生活に光をそそぐ交付金1,428万円を活用した第三小学校図書室空調整備及び図書館の施設整備事業並びに障害児放課後児童対策事業を行ってまいります。その他資源循環型の堆肥づくりの関連事業やプレミアム商品券発行補助金、各福祉計画の策定や学校の

施設整備事業予算などを盛り込んでおります。

また、21年度から取り組んでまいりました宇美町、志免町との共同による電算関係の業務システム再構築事業でございますが、23年度から全稼働できるようになりましたので、あわせて御報告申し上げます。

今後とも町当局といたしましては、安全で安心な住みよいまちづくりを目指し、なお一層気を引き締めて、健全な財政運営に努めてまいり所存でございますので、どうか議員各位の御理解御協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

平成23年度国民健康保険特別会計予算について

次に、平成23年度国民健康保険特別会計予算でございます。予算総額28億8,152万2,000円で、前年度当初予算と比較いたしまして3億3,288万9,000円、率にいたしまして10.3%の減となっております。この減の主な要因は、毎年、歳出におきまして前年度繰り上げ充用金2億5,000万円計上いたしておりましたが、22年度の決算見込みにおいて赤字額が1億円程度となっている状況から、国保の赤字額を一般会計から補てんすることとしておりますので、本年度は前年度繰り上げ充用金を計上しておりません。また、医療費におきましては、23年度の医療費の伸びを決算見込みより0.2%の伸びに抑えております。

歳入におきましては、国民健康保険税は対前年度と比較しますと、マイナスの2,142万8,000円の減となっております。国民健康保険税の当初予算は、あくまでも21年度の所得により試算しておりますが、22年度は21年度よりさらに景気が悪化している状況から見ましても、3月の所得申告により個人所得の減少が懸念され、本課税におきましてはさらなるマイナスとなるのではないかと推測され、それに伴い徴収率の低下も懸念されております。

国民健康保険は少子化や後期高齢者医療制度への移行の影響と経済の低迷が長期化し、リストラによる失業者の国保への流入が増加していることや、他の保険制度に加入しない低所得者や75歳以下の前期高齢者を多く抱えるという構造的な問題を抱えておりますが、須恵町国民健康保険の財政安定化を図り、町民皆保険を堅持し、将来にわたり持続可能なものとしていくため、今後とも議員各位の御支援をよろしくお願いいたします。

平成23年度水道事業会計予算について

次に、23年度水道事業会計でございますが、収益的収支予算、いわゆる収入は5億7,769万1,000円で、前年比0.9%、金額に直しますと539万5,000円の増でございます。これは、1年間を通して料金改定の増収が見込まれることによる給水収益の増のためでございます。支出額5億6,760万5,000円で、前年比マイナス1.5%、金額にして847万6,000円の減でございます。これは、水道水源保全基金負担金の減によるものでございます。23年度は1,008万6,000円程度の利益剰余金が見込まれております。

次に、資本的収支予算は収入額1億100万円で、前年比マイナス31.3%、石綿管改良工事に伴う企業債及び国庫補助金の減によるものでございます。支出額2億8,297万8,000円で、前年比マイナス9.2%、石綿管改良工事の減によるものでございます。不足する額1億8,197万8,000円は損益勘定留保資金で補てんするものでございます。

第五次須恵町総合計画・第二次須恵町国土利用計画の策定について

次に、第五次須恵町総合計画並びに第二次須恵町国土利用計画の策定についてでございます。第四次須恵町総合計画、須恵町国土利用計画の計画期間終了を平成22年度末に控え、総合計画については21年度から、国土利用計画については平成22年度当初から策定に取り組んでまいりましたが、このたびそれぞれの審議会より2月21日付で答申いただきました。

第五次須恵町総合計画の基本構想におきましては、まちづくりの基本理念を「ともに思い、ともにづくり、ともに生きる」と定め、将来像を「末永く、笑顔輝き、みどりあふれるコミュニティー創造の郷」とし、施策の大綱を示しております。

第二次須恵町国土利用計画は、長期にわたって安定した均衡のある土地利用の促進と核を図ることを目的として、本町の区域内における国土、いわゆる町土の利用に関する基本的事項を定めております。

社会情勢の著しい変化や先行き不透明な状態が続いている時代であり、10年先の将来像や施策することは、総合計画、土地利用計画審議会の皆さんには大変御苦勞をおかけしたと思います。この場を借りまして、厚くお礼申し上げます。つきましては、地方自治法、国土利用計画法の規定により、議案として提出いたしておりますので、御審議方よろしくお願い申し上げます。

須恵町障害児放課後対策事業について

次に、須恵町障害児放課後対策事業についてでございます。遡ること昭和25年に精神衛生法が、また昭和35年には身体障害者福祉法が制定され、現在至るまでさまざまな法律の一部改正、あるいは記憶に新しいところでは、福祉サービスの利用については県や市町村が決定していた支援費制度から、障害者自立支援法が平成18年4月に制定されました。そして、10月から施行され、平成23年までの5年間で身体・知的・障害福祉法、精神保健福祉法、そして児童福祉法によって、種別に対応してきた障害福祉サービスから、年齢や障害種別を越えた一元的なサービス体系への再編と障害のある人の地域生活支援と就労支援の一層の充実を図ることとなりました。

しかしながら、すべてがサービスを利用する側においては、必ずしも満足のいく制度にはなっていないというのが現状でございます。障害者自立支援法に伴う障害福祉サービスの提供はもちろんのこと、須恵町第五次総合計画及び須恵町障害者基本計画との整合性を図りながら、障害のある人の自立の意欲を支援する障害福祉サービスの充実而努力してまいりたいと思っております。

そこで本題に移りますと、平成22年6月定例議会の一般質問で、今村議員からの質問でござ

いましたが、障害児の放課後対策について、また須恵町の障害福祉計画の遂行状況についてのお尋ねがあったわけですが、平成22年度中に調査や経費等を精査した上で、平成23年度に開設できるように努めてまいりたいというふうにお答えをしておいたわけですが、まず粕屋地区内での町の社会福祉協議会が放課後対策事業を受託している粕屋町及び久山町の社会福祉協議会に実態調査にまいりました。これを受けて、社会福祉法人への委託を検討したわけですが、本町は合意に至ることができませんでした。その結果、地域活性化センターを利用して、町のほうとして独自に職員の雇用を図り、数年は町の直営で運営するとの結論に至ったわけですが、

今後の予定といたしましては、対象者、いわゆる利用者をおおむね10名程度、開設時間を23年6月から実施をします。4月、5月というのを準備期間というふうに設けております。場所は地域活性化センター1階のレクリエーションルーム、開設時間を平日は、いわゆる月曜日から金曜日までを放課後から18時まで、夏休み期間の長期休暇日は9時から18時まで、休業日は土曜、日曜日、祝日、お盆が8月13日から8月16日まで、年末年始が12月29日から1月4日。人材の確保でございますけれども、有資格者を2名、一般の方を6名採用してやろうというふうに思っております。利用者及びスタッフの募集につきましては、4月号の広報で掲載いたしておりますし、ホームページにも載せております。そのほかの詳細につきましては、須恵町障害児放課後等対策事業実施規則に定めるものといたしております。運営に伴う経費につきましては、平成23年、24年の2カ年にわたっては、国の地域活性化交付金住民生活に光をそそぐ交付金を利用して運営に充てたいというふうに思っております。どうか議員各位の御理解を御支援を賜りますようお願い申し上げます。

運転免許証の自主返納への住基カードの無料交付について

最後に、運転免許証の自主返納者への住基カードの無料交付についてでございますが、近年、高齢者ドライバーが第一当事者となった交通事故が大変増加傾向になっておるわけですが、平成21年度福岡県下における事故発生件数は4万3,298件、そのうち第一当事者となる高齢者の事故は5,784件で、全事故に対する割合が13.4%を占めておるわけですが、福岡県警交通指導課においても、高齢者の事故防止対策はいろいろなイベントを通して啓蒙、啓発活動がなされておりますけれども、依然として高い比率となっており、須恵町といたしましても何らかの対策を講じなければならないというふうに思っておるわけですが、

高齢者が運転免許を返還されない1つの理由として、運転はいわゆるしないと。しかしながら、返還後、公的な自分の身分を証明するものがなくなると。それが不便だというのが1つの理由として考えられますので、これを解消するために、町では高齢者ドライバーの交通事故防止対策の一環として、平成23年4月1日より、運転免許証を自主的に返還された方に対しましては、現

在500円の手数料が必要となっております住民基本台帳カードを無料で交付するというようにいたしております。

以上、諸報告を終わります。

○議長（藤石 豊） これより町長の諸報告に対する質問に入りますが、議案に関係のある事項につきましては、提案のときにあわせて質問をお願いします。

町長の諸報告に対する質問に入ります。質問はありませんか。今村議員。

○議員（6番 今村 桂子） 須恵町障害児放課後等対策事業が決定したということで、非常に障害を持たれたお母さん、お父さんたちが喜ばれてあることだろうと思います。この対象者についてでございますが、療育手帳、障害者手帳をお持ちの方というふうになっているということで、ちょっとお問い合わせ等が来ておまして、中学校、小学校の特別支援学級通級クラスの軽い障害を持たれた方で療育手帳、障害手帳を持たれていない方は対象外になるのでしょうかということです。

一応、学校のほうで軽い障害があると認められているので、特別支援学級通級クラスに通っていると思いますけれども、その辺は対象から外されるのでしょうか。それとも、募集をかけられる中で検討を個別にされるのかどうかをお聞きいたします。

○議長（藤石 豊） 吉松健康福祉課長。

○健康福祉課長（吉松 清） お答えいたします。

まず、子ども教育課とも協議をいたしまして、特別支援学級についての利用者につきまして、まずバスケットクラブにも——学童保育所ですね——利用されていないといったところが1つありまして、基本的に身体、それから療育手帳の保持者の方を対象といたしておるところであります。

先般の日曜日に、共生のまちづくり推進協議会の障害者支援部会との協議会をもちまして、議員おおせの御質問のとおり、いわゆる特別支援学級の利用について質問がございましたので、枠は12名と定員を限らせていただいておりますが、最終的に申し込みが、利用者が多ければ中身を精査しながら、あるいはそれでも解決に至らないときは、最悪の場合と申しますか、抽選をしなければいけないのではなかろうかというふうに現在のところ考えておるところであります。

○議長（藤石 豊） よろしいですか。今村議員。

○議員（6番 今村 桂子） ということは、通級クラスは入っていないということですね。

○健康福祉課長（吉松 清） はい。

○議員（6番 今村 桂子） 特別支援学級のほうは一応入っているというふうに理解してよろしいということですね。で、対象者を募集してみないと、10名程度ということで外れる方もいるかもしれないという内容で、まずは始められると。それからまた状況を見て広げていただ

けるということで、御理解をしてもよろしいでしょうか。

○議長（藤石 豊） 吉松課長。

○健康福祉課長（吉松 清） ビスケットクラブを対象にさせていただきましたけど、ビスケットクラブには預けないけど、この放課後のほうには預けたいといったところも御希望があるかもしれませんので、そのときは対象とさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（藤石 豊） ほかにありませんか。——これにて質問を終結いたします。

日程第4. 議会報告

○議長（藤石 豊） 日程第4、これより議会報告に入ります。なお、組合議会報告につきましては、議案審議内容だけを簡潔に御報告いただきますようお願い申し上げます。

まず、閉会中に福岡県後期高齢者医療広域連合議会が開催されておりますので、組合議員の報告を求めます。1番、荒木敏光議員。

○議員（1番 荒木 敏光） 報告いたします。先ほど議長から言われましたとおり、簡潔に報告させていただきます。資料はお手元に配付されておりますので、読んでいただきたいと思います。

まず、平成23年度第1回福岡県後期高齢者医療広域連合議会の報告をいたします。

議事日程、会議、平成23年1月26日、議員総数72名中出席議員50名、定足数36名でございます。

日程第1、会議録署名議員、19番と50番議員でございます。

日程第2、諸般の報告。

日程第3、議席の指定。

日程第4、会期の決定。会期の日程は1日限りでございます。承認でございます。

日程第5、連合長あいさつ。

日程第6、議員提出議案第1号福岡県後期高齢者医療広域連合会会議規則の一部改正についてでございます。原案可決されております。

日程第7、承認1号専決処分についてでございます。福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について、承認されております。

日程第8、議案第8号平成22年度福岡県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）、第1条歳入歳出それぞれ37億6,620万2,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ41億9,844万9,000円とする。原案可決でございます。

日程第9、議案第2号平成22年度福岡県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算（第2号）、第1条歳入歳出それぞれ52億9,870万7,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,958億4,027万1,000円とする。原案可決でございます。

日程第10、議案第3号平成23年度福岡県後期高齢者医療広域連合一般会計予算、第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ4億6,149万7,000円と定め目、対前年度比は6.8%の増となっております。原案可決でございます。

日程第11、議案第4号平成23年度福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算、第1条、歳入歳出の総額は歳入歳出それぞれ6,200億9,579万1,000円とする。対前年度比は5.0%でございます。原案可決でございます。

日程第12、議案第5号福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部改正について、原案可決いたしております。

日程第13、議案第6号福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療費に関する条例の一部改正についてでございます。これも原案可決をいたしております。

日程第14、一般質問。

日程第15、請願第1号後期高齢者医療制度に関する請願、不採択でございます。

以上で、後期高齢者に関する報告を終わります。

○議長（藤石 豊） 次に、北筑昇華苑組合議員の報告を求めます。2番、吉本實議員。

○議員（2番 吉本 實） 吉本實でございます。よろしく申し上げます。北筑昇華苑議会報告をさせていただきます。

平成23年2月16日に古賀市役所会議室において、第1回定例会が開催されました。

まず、日程第5、本組合議会を組織する福津市議員の任期満了による一般選挙に伴い平成23年1月23日付で、欠員となっていた北筑昇華苑組合副議長に福津市の永山麗子氏が互選されました。

次に、第1号議案平成22年度補正予算で、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ968万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億2,544万4,000円とするもので、全員賛成で可決されました。

第2号議案は、平成23年度当初予算で、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億2,474万1,000円と定めるもので、これも全員賛成で可決されました。子細につきましては、議員控室に資料を置いていますので、御参照いただきますようよろしくお願いいたします。

以上、北筑昇華苑組合議会報告を終わります。

○議長（藤石 豊） 次に、須恵町外2カ町清掃施設組合議会報告を求めます。

11番、柴田真人議員。

○議員（11番 柴田 真人） 平成23年第1回須恵町外2カ町清掃施設組合議会定例会が23年2月16日午後3時より、クリーンパークわかすぎの管理棟の大会議室で行われました。

日程第1、会期の決定について。

日程第2、会議録署名議員の指名についてでございます。

日程第3、組合長諸報告についてでございます。酒水園のし尿処理、4月から1月までつきましては1万5,697キロリットルを処分し、前年度マイナス10.6%でございます。またクリーンパーク、RDF、リサイクルともに順調とのことでございます。3万4,942トンのごみ処理を行い、1万9,695トンのRDFを大牟田リサイクル発電所へ送っておるところでございます。また、リサイクルプラザにつきまして、アルミ169トン、ペットボトル115トン、2級鉄277トン进行处理し、2,200万円の収入が入っているとのことでございます。

日程第4、議案についてでございます。議案第1号平成22年度須恵町2カ町清掃施設組合一般会計補正予算（第2回）でございまして、1億9,480万1,000円を減額し、27億4,666万3,000円とするものでございます。

議案第2号平成23年歳入歳出予算でございます。歳入歳出それぞれ26億11万5,000円と定めるものでございます。分担金及び受託金でございまして、須恵町分は5億3,468万1,000円、粕屋町6億9,996万7,000円、篠栗町5億6,224万3,000円でございます。それに宇美町、志免町の受託事業収入を加えまして、総額が25億7,454万1,000円となっております。それから支出のほうは、それぞれ資料の地図にありますように、須恵町側の改良工事が1億300万円、これがもう23年で最後の区域になっており、22年度から始まった篠栗側も今回の予算組みで2億760万円の予算を組んであります。

以上、報告を終わります。

○議長（藤石 豊） 次に、粕屋南部消防組合議会議員の報告を求めます。7番原野敏彦議員。

○議員（7番 原野 敏彦） それでは、粕屋南部消防組合議会定例会の御報告をいたします。

平成23年度第1回粕屋南部消防組合議会定例会、2月18日13時から開催され、議案として、専決処分の承認案1件、条例改正案2件、平成22年度一般会計補正予算案及び休日診療所事業特別会計補正予算案の2件、平成23年度一般会計予算及び休日診療事業特別会計予算案の2件、専決処分の報告1件が上程をされました。

組合長より、平成23年度の一般会計予算及び特別会計予算の査定を各町の財政担当者に行わせたという旨の報告がございまして、消防長、警防課長、予防課長より事務報告がなされました。資料をつけておりますので、御参照していただきたいと思っております。

第1号議案専決処分の承認についてでございます。平成22年度人事院勧告に基づく国家公務員の給与改正及び組合構成町の職員の給料改定状況及び諸般の事情を勘案し、当消防組合職員の給料月額及び諸手当の改定を行うものでございます。組合議会を招集する時間がなかったために、専決処分ということで承認がございました。全員賛成で承認をいたしております。

議案第2、粕屋南部消防組合手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてございま

す。この議案は、危険物施設に対する設置許可等にかかわる手数料をおおむね9%引き下げるといふ条例でありますけれども、この対象となる施設は当消防組合の管内にはございません。審査の結果、全員賛成で可決をいたしております。

議案第3号粕屋南部消防組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。この議案は、火災予防条例中、住宅用防災警報器等の設置の免除の規定の中で、設置しなくてよい要件を満たすものを1点追加するものでございます。これも全員賛成で可決をいたしております。

議案第4号平成22年度粕屋南部消防組合一般会計補正予算第1号についてでございます。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,005万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を16億8,256万3,000円とするものです。今回の補正の主なものは、歳入では、昨年同様に本年度の構成町の分担金を歳出決算見込みに合わせて減額をしたものでございます。須恵町の還付金額は131万2,457円となっております。資料をつけておりますので、御参照していただきたいと思っております。歳出では、平成22年度人事院勧告に基づく給料等の人件費の減額及び救助工作車契約等の減額でございます。審議の結果、全員賛成で可決をいたしております。

議案第5号平成22年度粕屋南部消防組合粕屋中南部休日診療所事業特別会計補正予算第1号についてであります。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ545万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を4,417万9,000円とするものです。今回の補正の主なものは、歳入では診療所の使用料の減額、歳出では医療材料費の減額でございます。平成21年度において新型インフルエンザの流行で患者数が多かったのに対しまして、平成22年度においては減少したものでございます。審議の結果、全員賛成で可決をいたしております。

議案第6号平成23年度粕屋南部消防組合一般会計歳入歳出予算についてでございます。平成23年度の一般会計の歳入歳出予算総額を17億7,822万円とするものでございます。予算総額の前年度比は8,560万円の増となっております。各町の分担金は、予算額16億2,803万7,000円でございます。前年度比3,001万6,000円の増となっております。これの主な事業といたしましては、新型インフルエンザ対策費、高機能消防司令センター中間整備、消防緊急デジタル無線基本設計などが計上されております。また、主な増額の要因は、高機能消防司令センター中間整備で、消防費が7,318万8,000円増額されております。審議の結果、全員賛成で可決をいたしております。これも資料をつけております。概要を、資料をつけておりますので、御参照していただければと思っております。

議案第7号平成23年度粕屋南部消防組合粕屋中南部休日診療所事業特別会計歳入歳出予算についてでございます。平成23年度特別会計の予算総額を3,809万8,000円とするものです。歳入歳出予算総額の前年度比1,153万5,000円の減額となっております。また、減額

の主な要因は新型インフルエンザ等の流行が徐々におさまり、通常の状態になりつつあるため医薬材料費が減額されたものでございます。また、前年度同様に、各町の負担金は計上されておられません。これも審議の結果、全員賛成で可決をいたしております。

報告第1号専決処分の報告についてでございます。南部消防署タンク車が建築物調査に出向中に、方向転換をするために後退した際に、車両後部を停車中の普通乗用車の右前部に接触させ破損させたものでございます。相手車両の修理費24万9,150円を支払うことで、示談をいたしております。損害賠償額は、全額保険によって補償されております。南部タンク車については、損額はございませんでした。審議の結果、全員賛成で承認をいたしております。

以上で、南部消防署組合議会の報告を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（藤石 豊） 次に、粕屋郡篠栗町外1市5町財産組合議会の報告を求めます。10番、稲永信英議員。

○議員（10番 稲永 信英） 23年第1回粕屋郡篠栗町外1市5町財産組合議会報告をいたします。2月28日議会を開会いたしております。資料の1ページをめくっていただきまして、補正予算の関係でございますが、補正予算は734万2,000円を追加し、歳入歳出それぞれ7,608万3,000円とするものであります。出席議員全員賛成で可決をいたしております。なお、内容につきましては、2ページを見ていただきたいと思います。

それから、3ページを開いていただきまして、議案第2号平成23年度粕屋郡篠栗町外1市5町財産組合一般会計歳入歳出予算についてでございます。これにつきましては、歳入歳出それぞれ5,229万6,000円と定めるものであります。出席議員全員賛成で可決いたしております。内容につきましては、4ページの資料を参照していただきと思います。

次に、議案第3号粕屋郡篠栗町外1市5町財産組合功労者の承認についてでございますが、これは組合に長年勤務されております、有隅文雄氏が今回23年3月31日で任用が終わりますので、30年以上の勤続ということで表彰の対象になっておりますので、この有隅氏を功労者ということで表彰するものでございます。全員賛成で、承認いたしております。

以上、組合議会報告を終わります。

○議長（藤石 豊） その他閉会中の活動につきましては、議席に資料を配付しておりますので報告を省略します。

議会報告が終わりましたので、これより質問に入ります。質問はありますか。13番、御手洗寿乃議員。

○議員（13番 御手洗寿乃） 質問しようも何も、柴田議員に申し上げます。あなた報告が不まじめですよ。この資料だけぽんとやっとして、組合で何があったか、口でべらべら言われても要領を得んわけです。それで、消防組合みたいに簡潔にまとまっているの、こういう資料をつくっ

て後で配付してください。お願いします。

○議長（藤石 豊） 柴田議員、よろしいでしょうか。

○議員（11番 柴田 真人） はい、わかりました。

○議長（藤石 豊） ほかにありませんか。——これにて質疑を終結します。

ここでお諮りします。暫時休憩したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤石 豊） 御異議なしと認めます。暫時休憩をいたします。再開を11時10分とします。

午前10時56分休憩

.....
午前11時09分再開

○議長（藤石 豊） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議事に入ります。

一括議題についてお諮りします。議案第17号から議案第22号はそれぞれ関連議案でありますので、一括議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤石 豊） 御異議なしと認めます。よって、一括議題とすることに決定しました。

日程第5. 議案第2号

○議長（藤石 豊） 日程第5、議案第2号平成22年度須恵町一般会計補正予算（第7回）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。合屋総務課長。

○総務課長（合屋 栄一） おはようございます。それでは、議案第2号平成22年度須恵町一般会計補正予算（第7回）について提案理由の御説明をいたします。別冊の補正予算書1ページをお開きください。

歳入歳出の補正でございます。第1条といたしまして、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2億1,731万3,000円を減額し、総額を歳入歳出それぞれ76億7,259万6,000円とするものでございます。

歳入歳出の主な内容につきましては「第1表歳入歳出予算補正」によって御説明いたします。

地方債の補正、第2条地方債の変更は「第2表地方債補正」による。

繰越明許費、第3条地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は「第3表繰越明許費」による。

まず歳入ですが、2ページをお開きください。歳入の主なものは、13款国庫支出金3,278万円の増額は、2項国庫補助金で総務費国庫補助金の増額で、国の2次補正によるものでございます。

14款県支出金1,312万3,000円の減額は、2項県補助金で民生費県補助金1,950万円の減額と災害復旧費県補助金368万円の増額です。

15款財産収入755万6,000円の増額は、財産運用収入で基金利子の収入増及び不動産売り払い収入の増でございます。

3ページをお願いいたします。17款繰入金2億2,488万6,000円の減額ですが、これは財源不足を補うために財政調整基金からの繰り入れを予定しておりましたが、今回、全額減額を行います。この結果、平成22年度の財政調整基金からの繰入金はゼロ、減債基金からの繰入金もゼロとなります。この繰入金の減額と歳出予算に計上しております積立金の増額によりまして、参考までに現時点での平成22年度末の予算上の基金残高は、財政調整基金が18億202万円、減債基金が2億8,096万円になる見込みでございます。

19款諸収入の2,100万8,000円の減額は、3項雑入1,382万7,000円の増額、4項受託事業収入3,498万3,000円の減額が主なものでございます。

次に、歳出ですが、4ページをお願いいたします。歳出につきましては、全体を通して入札執行残、事業未執行、経費節減効果による不用額の減額を行っております。その他の主な補正は、2款総務費2,536万6,000円の増額は、1項総務管理費できめ細かな交付金事業及び選挙費の増額でございます。

3款民生費1億1,946万9,000円の減額は、1項社会福祉費で国民健康保険等への繰出金の増額、2項児童福祉費で子ども手当の減額及び第二幼児園用地取得費の減額によるものです。4款衛生費5,431万8,000円の減額は、1項保健衛生費で集団検診委託料の減額、2項清掃費で須恵町外2カ町清掃施設組合負担金等の減額によるものです。

5ページをお願いいたします。8款土木費5,185万9,000円の減額ですが、2項道路橋梁費で内原・大谷線道路整備受託事業費の減及び執行残による委託料の減額です。

10款教育費179万2,000円の増額は、各校において委託料、工事費等の執行残や決算見込みによる不用額の減額及び光をそそぐ交付金事業に新たによる増額でございます。

11款災害復旧費1,169万2,000円の減額は、委託料、工事費の入札減による減額です。

次に、7ページをお開きください。「第2表地方債補正」でございますが、歳入で町債の起債同意額の確定により借り入れの限度額を変更するもので、起債の方法、利率、償還の方法については変更ございません。限度額が910万円から960万円に50万円の増でございます。

次に、8ページをお開きください。「第3表繰越明許費」ですが、国の補正予算に盛り込まれ

た地域活性化交付金により追加計上した事業が主なものですが、総務費で公共施設地方デジタル放送対応設備整備494万6,000円、防犯灯設置工事1,000万円、教育費で小中学校施設整備費903万6,000円、図書館施設整備438万円につきまして、22年度で事業が終了する見込みがないので、23年度に繰り越して使用できる経費として、繰越明許費を設定しております。

以上、御審議方よろしくお願ひいたします。

- 議長（藤石 豊） これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、議案第2号を、議長を除く13人で構成する予算審査特別委員会に付託したいと思ひますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（藤石 豊） 御異議なしと認めます。よって、議案第2号平成22年度須恵町一般会計補正予算（第7回）を予算審査特別委員会に付託します。

なお、正副委員長については調整ができておりますので、報告します。委員長に三角良人議員、副委員長に三上政義議員であります。

日程第6．議案第3号

- 議長（藤石 豊） 日程第6、議案第3号平成22年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第3回）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。安部住民課長。

- 住民課長（安部 健一） 補正予算書の26ページをお願いいたします。議案第3号平成22年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第3回）について御説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,938万6,000円を減額し、総額を歳入歳出それぞれ30億2,771万8,000円とするものでございます。款項の及び金額は「第1表歳入歳出予算補正」により御説明いたします。

次のページをお願いいたします。歳入ですが、1款1項国民健康保険税は、1月末の調停額を5月までの収納見込み額を推計し、減額補正いたしております。

3款1項国庫負担金及び2項国庫補助金の補正は、2月の変更申請により補正いたしております。また、一般会計より赤字額を補てんしておりますので、本年度財源不足分を9,100万円減額いたしております。

4款1項療養給付費交付金は、支払い基金からの交付通知により補正いたしております。

6款県支出金、7款共同事業交付金1項共同事業交付金の補正は、決算見込みにより減額補正いたしております。

8 款 1 項他会計繰入金の補正は、法定内繰入金の決算見込みによる補正と 2 2 年度の決算見込みにより財源不足が 1 億円ほど出ておりますので、一般会計より繰り入れております。

次、29 ページをお願いいたします。歳出ですが、1 款 1 項総務管理費の補正は、国保連合会負担金の確定によるもので、2 款 1 項療養諸費から 4 項葬祭については、決算見込みにより増減補正としております。

6 款介護納付金、7 款共同事業拠出金の補正は、決定通知により減額補正いたしております。

8 款 1 項特定健康診査等事業費は、検診の実績により減額しております。本年度は 1,463 名、率にして 32%の方が受診されております。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（藤石 豊） これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、議案第 3 号を文教厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤石 豊） 御異議なしと認めます。よって、議案第 3 号平成 2 2 年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 回）を文教厚生委員会に付託します。

日程第 7. 議案第 4 号

○議長（藤石 豊） 日程第 7、議案第 4 号平成 2 2 年度須恵町老人保健特別会計補正予算（第 1 回）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。安部住民課長。

○住民課長（安部 健一） 38 ページをお願いいたします。議案第 4 号平成 2 2 年度須恵町老人保健特別会計補正予算（第 1 回）について御説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 256 万 5,000 円を減額し、総額を歳入歳出それぞれ 398 万 8,000 円とするものでございます。款項の区分及び金額は「第 1 表歳入歳出予算補正」により御説明いたします。

次のページをお願いいたします。1 款支払い基金交付金、2 款国庫支出金、3 款県支出金の補正は、現年度分の不用額と過年度分の決算見込みによる補正でございます。

4 款 1 項他会計繰入金の補正は、不用となりましたので減額いたしております。

5 款繰越金は前年度の繰越金が確定しておりますので、今回計上いたしております。

次のページをお願いいたします。歳出ですが、2 款 1 項医療諸費は、決算見込みにより減額補正いたしております。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（藤石 豊） これより審議に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。

よって、議案第4号を文教厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（藤石 豊） 御異議なしと認めます。よって、議案第4号平成22年度須恵町老人保健特別会計補正予算（第1回）を文教厚生委員会に付託します。

日程第8．議案第5号

- 議長（藤石 豊） 日程第8、議案第5号平成22年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。安部住民課長。

- 住民課長（安部 健一） 44ページをお願いいたします。議案第5号平成22年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）について御説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ671万6,000万円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ2億1,945万5,000円とするものでございます。款項の区分及び金額は「第1表歳入歳出予算補正」により御説明いたします。

次のページをお願いいたします。歳入ですが、1款1項後期高齢者医療保険料は、決算見込みにより補正いたしております。4款1項他会計繰入金につきましても、決算見込みにより補正いたしております。

次のページをお願いいたします。歳出ですが、1款1項徴税費につきましては、不用額を減額いたしております。

2款1項後期高齢者医療広域連合納付金の補正は、保険料の収納見込み額と保険基盤安定繰入金金の確定により補正いたしております。

以上、御審議方よろしくをお願いいたします。

- 議長（藤石 豊） これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、議案第5号を文教厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（藤石 豊） 御異議なしと認めます。よって、議案第5号平成22年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）を文教厚生委員会に付託します。

日程第9．議案第6号

- 議長（藤石 豊） 日程第9、議案第6号平成22年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第3回）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。今泉上下水道課長。

○上下水道課長（今泉 智明） 49ページをお願いいたします。議案第6号平成22年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第3回）について御説明いたします。

歳入歳出予算の補正、第1条歳入歳出予算の総額からそれぞれ5,620万4,000円を減額し、歳入歳出それぞれ9億1,767万6,000円とする。2項歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。地方債の補正、第2条地方債の変更は「第2表地方債補正」による。

50ページをお願いいたします。「第1表歳入歳出予算補正」歳入、主なものは、1款1項負担金、補正額1,786万7,000円、現年度分受益者負担金の補正でございます。

2款1項使用料、補正額マイナス1,580万円は当初試算を誤って計算しておりましたので、減額するものでございます。

3款1項国庫補助金、マイナス1,309万8,000円は交付金一律カットによる減額でございます。

7款4項雑入、補正額423万5,000円は、21年度流域下水道の決算確定により返還金を補正しております。

8款1項町債、補正額マイナス5,120万円は下水道事業債、工事の減に伴う減額でございます。

9款1項県補助金、補正額145万9,000円の増額は、交付金見込みによるものでございます。

51ページをお願いいたします。歳出、主なものは、1款1項総務管理費、補正額464万円の増は、委託料、負担金、補助及び交付金の執行残、それと流域負担金の汚水量の減によりまして1,694万円を減額し、下水道施設整備基金積立金2,158万円を計上し、これらを差し引いた分の補正でございます。

2款1項下水道事業費、補正額マイナス6,084万4,000円の減額は、委託料、工事請負費、負担金等の落札残及び補償補填補てん及び賠償金等の不用額を減額するものでございます。

52ページをお願いします。「第2表地方債補正」変更、起債の目的、下水道事業債、多々良川流域下水道建設負担金、限度額1,610万円を1,290万円に変更、22年度の流域下水道建設費の確定による減額でございます。多々良川流域関連公共下水道分、限度額2億4,910万円を2億200万円に変更、町工事量の減及び落札残等による減額でございます。資本費平準化債流域下水道分、限度額2,140万円を2,050万円に変更、元金償還額の減額によるものでございます。起債の方法、利率、償還の方法等は変更ありません。

以上、審議方よろしくをお願いいたします。

○議長（藤石 豊） これより質疑に入ります。質疑はありますか。――質疑なしと認めます。よって、議案第6号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤石 豊） 御異議なしと認めます。よって、議案第6号平成22年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第3回）を総務建設産業委員会に付託します。

日程第10. 議案第7号

○議長（藤石 豊） 日程第10、議案第7号平成22年度須恵町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3回）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。今泉上下水道課長。

○上下水道課長（今泉 智明） 57ページをお願いいたします。議案第7号平成22年度須恵町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3回）について御説明いたします。

歳入歳出予算の補正、第1条歳入歳出予算の総額からそれぞれ86万7,000円を減額し、歳入歳出それぞれ8,437万6,000円とする。2項歳入歳出予算の補正後の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。地方債の補正、第2条地方債の変更は「第2表地方債補正」による。

58ページをお願いいたします。「第1表歳入歳出予算補正」、歳入、1款1項分担金、補正額26万1,000円の増額は、実績見込みによるものでございます。

3款1項他会計繰入金、補正額マイナス42万8,000円の減額は、支出調整によるものでございます。

6款1項町債、補正額マイナス70万円、下水道事業債の元金償還金の減額によるものでございます。

59ページをお願いいたします。歳出、主なものは、1款1項総務管理費、補正額マイナス11万6,000円の減額は、21年度の消費税の確定によります減額です。

2款1項農業集落排水事業、補正額マイナス75万1,000円は、需用費の決算見込み及び委託料等の執行残でございます。

60ページをお願いいたします。「第2表地方債補正」1変更、起債の目的、下水道事業債、資本費平準化債、限度額1,690万円を1,670万円に変更、元金償還額の減によるものでございます。起債の方法、利率、償還の方法等の変更はありません。

以上、審議方よろしくをお願いいたします。（発言する声あり）失礼しました。60ページの限度額1,690万円を1,620万円に変更するものでございます。

○議長（藤石 豊） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第7号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤石 豊） 御異議なしと認めます。よって、議案第7号平成22年度須恵町農業集落

排水事業特別会計補正予算（第3回）を総務建設産業委員会に付託します。

日程第11．議案第8号

○議長（藤石 豊） 日程第11、議案第8号平成22年度須恵町水道事業会計補正予算（第3回）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。今泉上下水道課長。

○上下水道課長（今泉 智明） 63ページをお願いいたします。議案第8号平成22年度須恵町水道事業会計補正予算（第3回）について御説明いたします。

支出、第1款第1項営業費用、補正予定額マイナス1,529万1,000円。主なものは、原水及び浄水費の委託料の執行残及び決算見込みによる減額でございます。第3条予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入、第1款第1項負担金、補正予定額マイナス3,400万円の減額は下水道工事に伴う工事負担金の減額で、これは工事量の減に伴うものでございます。

支出、第1款第1項改良費、補正予定額マイナス5,000万円の減額は下水道工事に伴う工事請負費の減、これも工事量の減に伴うものでございます。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額、1億4,858万4,000円は、損益勘定留保資金で補てんものとする。

以上、審議方よろしくをお願いいたします。

○議長（藤石 豊） これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、議案第8号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤石 豊） 御異議なしと認めます。よって、議案第8号平成22年度須恵町水道事業会計補正予算（第3回）を総務建設産業委員会に付託します。

日程第12．議案第9号

○議長（藤石 豊） 日程第12、議案第9号第二次須恵町国土利用計画の策定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。吉松まちづくり課長。

○まちづくり課長（吉松 良徳） 議案第9号第二次須恵町国土利用計画の策定についてでございます。

国土利用計画法第8条第3項の規定により、別冊のとおり第二次須恵町国土利用計画を作成したので、本議会の議決を求めるものでございます。

以上、御審議方よろしくをお願いいたします。

○議長（藤石 豊） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第9号を各委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤石 豊） 御異議なしと認めます。よって、議案第9号第二次須恵町国土利用計画の策定についてを各委員会に付託します。

日程第13．議案第10号

○議長（藤石 豊） 日程第13、議案第10号第五次須恵町総合計画基本構想の策定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。吉松まちづくり課長。

○まちづくり課長（吉松 良徳） 議案第10号第五次須恵町総合計画基本構想の策定についてでございます。

地方自治法第2条第4項の規定によりまして、別冊のとおり第五次須恵町総合計画基本構想を策定したので、本議会の議決を求めるところでございます。

御審議方よろしくお願いいたします。

○議長（藤石 豊） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。三角良人議員。

○議員（9番 三角 良人） この中で、基本計画なんですが、各課において計画の実施をせないかんところがあると思われませんが、そのときに、委員会で合同審査するとき、各課長の出席を求めたいと思いますが。

○議長（藤石 豊） 吉松まちづくり課長。

○まちづくり課長（吉松 良徳） あくまでも今回の議案に関しましては、基本構想の策定についてでございます。その中で、御意見御質問等ございましたら、委員長の御指示のもと、関係各課長のほうに御連絡をさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（藤石 豊） よろしいでしょうか。

○議員（9番 三角 良人） はい。

○議長（藤石 豊） これにて質疑を終結します。よって、議案第10号を各委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤石 豊） 御異議なしと認めます。よって、議案第10号第五次須恵町総合計画基本構想の策定についてを各委員会に付託します。

日程第14．議案第11号

○議長（藤石 豊） 日程第14、議案第11号須恵町住民生活に光をそそぐ基金条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。吉松健康福祉課長。

○健康福祉課長（吉松 清） 10ページをお願いします。議案第11号須恵町住民生活に光をそそぐ基金条例の制定であります。

須恵町住民生活に光をそそぐ基金条例の制定について、別紙のとおり提出するものであります。

次のページをお願いします。須恵町住民生活に光をそそぐ基金条例の内容について御説明申し上げます。設置の目的でございますが、第11条、これまで住民生活にとって大事な分野でありながら、光が十分に当てられてこなかった分野、地方消費者行政、DV対策、自殺予防等の弱者対策、自立支援、知の地域づくりに対する取り組みの強化を図るため、須恵町住民生活に光をそそぐ基金（「以下、基金」という。）を設置するものであります。

22年10月に閣議決定がなされまして、新たな交付金創設されたものでございます。本町といたしましては、住民生活に光をそそぐ交付金に手を挙げました。事業内容につきまして御説明申し上げます。

須恵町が取り組む事業内容としましては、DV対策、それと自殺予防対策事業、もう一つは、町長の諸報告にもありましたように、障害児の放課後等対策事業の2事業であります。この国の地域活性化交付金は、平成23年度、24年度の2カ年にわたりまして、交付金を利用して事業の運営経費に充てることといたしております。

附則といたしまして、施行期日は公布の日から施行する。条例の失効でございますが、平成25年3月31日限りでその効力を失うものであります。

御審議方よろしくをお願いします。

○議長（藤石 豊） これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、議案第11号を文教厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤石 豊） 御異議なしと認めます。よって、議案第11号須恵町住民生活に光をそそぐ基金条例の制定についてを文教厚生委員会に付託します。

日程第15. 議案第12号

○議長（藤石 豊） 日程第15、議案第12号須恵町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。合屋総務課長。

○総務課長（合屋 栄一） 議案書12ページをお願いいたします。議案第12号須恵町議会議員

の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例でございます。

須恵町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改める。新旧対照表で御説明いたします。

次のページをお願いいたします。第1条中、「及び議員」を「常任委員長、議会運営委員長及び議員」に改め、「常任委員長」の次に「議会運営委員長月額27万1,000円」を加える。第2条及び第3条は、「常任委員長」の次に「議会運営委員長」を加える。前に戻っていただきまして、附則といたしまして「この条例は平成23年5月1日から施行する。」となっております。

以上、御審議方よろしくをお願いいたします。

- 議長（藤石 豊） これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、議案第12号を先ほど設置しました予算審査特別委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（藤石 豊） 御異議なしと認めます。よって、議案第12号須恵町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を予算審査特別委員会に付託いたします。

日程第16、議案第13号

- 議長（藤石 豊） 日程第16、議案第13号須恵町非常勤消防団員に係る退職報奨金の支給に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。合屋総務課長。

- 総務課長（合屋 栄一） 議案書14ページでございます。議案第13号須恵町非常勤消防団員に係る退職報奨金の支給に関する条例の一部を改正する条例でございます。

須恵町非常勤消防団員に係る退職報奨金の支給に関する条例の一部を次のように改正する。別表を別紙のように改めるといふことで、次のページ、16ページ新旧対照表で御説明いたします。16ページでございます。改正前は、勤務年数5年未満の団長、副団長については、退職報奨金がありませんでしたが、改正後は、2年以上5年未満の勤務年数で退団した場合にも支給するようにするものでございます。

それと、階級の欄で、支給は「部長及び班長」になっておりましたが、須恵町は部長制をしいておりませんので、新しく「班長」だけに改正するものでございます。

14ページに戻っていただきまして、附則といたしまして、1条で施行期日を、2条、3条で経過措置等を規定しております。

以上、御審議方よろしくをお願いいたします。

○議長（藤石 豊） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、第13号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤石 豊） 御異議なしと認めます。よって、議案第13号須恵町非常勤消防団員に係る退職報奨金の支給に関する条例の一部を改正する条例を総務建設産業委員会に付託します。

日程第17. 議案第14号

○議長（藤石 豊） 日程第17、議案第14号土木工事の施工についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。安川建設産業課長。

○建設産業課長（安川 敏幸） 議案書の17ページをお願いいたします。議案第14号土木工事の施工についてでございます。別紙工事を平成23年度に施工したいので、本議会の議決を求めるものでございます。

議案書18ページをお願いいたします。事業名は、道路改良受託事業であります。図面番号1、工事個所、植木、工事名、内原・大谷線道路改良工事でございます。19ページに箇所図を添付しておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

この本路線は、ごみ処理施設クリーンパークわかすぎのアクセス道路として、平成15年から整備を行ってまいりましたが、23年度で完工いたします。工事量は、工事長208.5メートル、工種につきましては、法面工、排水工、カルバート工、擁壁工、橋梁修繕工、舗装工、交通安全施設等を予定しております。数量等につきましては、議案書記載のとおりでございます。事業費は1億円、財源内訳は受託事業収入1億円でございます。

以上、御審議よろしくお願ひいたします。

○議長（藤石 豊） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第14号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤石 豊） 異議なしと認めます。よって、議案第14号土木工事の施工についてを総務建設産業委員会に付託します。

日程第18. 議案第15号

○議長（藤石 豊） 日程第18、議案第15号下水道工事の施工についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。今泉上下水道課長。

○上下水道課長（今泉 智明） 20ページでございます。議案第15号下水道工事の施工について、別紙工事を平成23年度に施工したいので、本議会の議決を求めるものでございます。

21ページをお願いいたします。公共下水道事業、1から6までの箇所図を23ページから27ページに添付しておりますので、御参照ください。図面番号1番、工事箇所、旅石、赤坂地区管渠築造工事、箇所図23ページでございます。高速先、ミニストップ前より柴原・飛越線までの県道の歩道内に埋設いたします。工事長1,016.7メートル、開削工法で、硬質塩化ビニール管の150ミリを深さ1.5メートルに埋設いたします。人孔14カ所、付帯工です。

図面番号2番、工事箇所、旅石、旅石地区管渠築造工事、箇所図は24ページです。井尻線のスーパービーンズ前から高速ボックス下までに埋設いたします。工事長279.1メートルで、開削工法の硬質塩化ビニール管の200ミリを深さ2.5メートルに埋設いたします。人孔6カ所、付帯工です。

図面番号3番、工事箇所、新原、新原地区管渠築造工事、箇所図は24ページです。旧焼却場前から高速道路の側道沿いに埋設いたします。工事長371.9メートルで、開削工法の硬質塩化ビニール管150ミリを深さ1.6メートルに埋設いたします。人孔6カ所です。付帯工です。

図面番号4番、工事箇所、上須恵、上須恵地区管渠築造工事です。箇所図25ページです。上須恵中園地区から久我美術館までの面整備、工事長837メートルで、開削工法の硬質塩化ビニール管200ミリを深さ1.2メートルに埋設いたします。人孔2カ所、それと付帯工です。

図面番号5番、工事箇所、大島原、大島原地区管渠築造工事、箇所図26ページでございます。役場前及び公民館付近と熊本橋付近の面整備でございます。工事長1,506.4メートルで、開削工法で硬質塩化ビニール管の200ミリと150ミリを深さ1.2メートルに埋設いたします。人孔25カ所、それと付帯工です。

22ページをお願いいたします。図面番号6番、工事箇所、山の神、山の神地区管渠築造工事、箇所図27ページでございます。JAの育苗センター横より山の神グラウンド手前までの面整備、工事長845.7メートル、開削工法で硬質塩化ビニール管の150ミリを深さ1.7メートルに埋設いたします。人孔25カ所、それと付帯工です。

それから、番号なしの補償費は、管渠築造工事に伴います水道管切替工事でございます。

21ページに戻っていただきます。事業費が4億2,630万円、財源内訳といたしまして国庫補助金1億6,500万円、町債2億3,990万円、一般財源2,140万円。

以上、審議方よろしくをお願いいたします。

○議長（藤石 豊） これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、議案第15号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤石 豊） 異議なしと認めます。よって、議案第15号下水道工事の施工についてを総務建設産業委員会に付託します。

日程第19. 議案第16号

○議長（藤石 豊） 日程第19、議案第16号水道工事の施工についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。今泉上下水道課長。

○上下水道課長（今泉 智明） 28ページでございます。議案第17号水道工事の施工について、別紙工事を平成23年度に施工したいので、本議会の議決を求めるものでございます。

29ページをお願いいたします。水道事業、1から10までの箇所図を31ページから39ページに添付しておりますので、御参照ください。

29ページ、図面番号1番から6番までの箇所は、先ほどの前案件の下水道事業に伴う水道管切替工事というふうに御理解ください。工事量については、記載のとおりで省かせていただきます。内容につきましては、仮設管を下水道工事前に先行して行い、本管は下水道工事埋設後に下水道掘削断面に布設いたします。延長につきましては、下水道工事延長と異なる地区がございますが、これは接続のための同時改良を行う箇所及び既設管がない箇所等もありまして、延長が異なります。

30ページをお願いいたします。図面番号7番、工事箇所、新原、町道新原・佐谷裏線水道管改良工事。36ページでございます、箇所図。新原工業団地で、昨年の工事に引き続き、泰平病院入口の交差点から卓球場までの改良を行うものでございます。この既設管につきましては、昭和45年の団地造成時に歩道内に埋設しておりました管が老朽化と樹木等により漏水が多発しておりますので、歩道内での修理が困難なため車道内に埋設するものでございます。工事長310メートル、ポリエチレン管のPE管をパイ100ミリを埋設いたします。

図面番号8番、工事箇所、新原、JR新原、昭元踏切水道管改良工事です。箇所図37ページです。旧焼却場側につきましては、平成14年度に改良済みでございまして、新原側につきましては平成21年度に管の埋設の改良を行っております。踏切内の部分につきましては既設の石綿管でございますので、両接続の工事に伴いまして工事長85メートルで、うち推進工事を37.2メートル、これは推進管の350ミリを鞘管として埋設いたします。その推進工事に伴います発進立坑、到達立坑各1カ所、それと開削で接続するための47.8メートルを行います。配管工としてポリエチレン管のPE管を150ミリを85メートル埋設いたします。

図面番号9番、工事箇所、城山、町道城山・新原線3工区水道管改良工事でございます。箇所図38ページです。吉川歯科前の交差点から県道取り付け交差点までの間、ここも団地造成が昭和45年に造成されましたときに石綿管を埋設しておりますので、これの布設替でございます。工事量、工事長166メートル、ダクタイル鋳鉄管の150ミリを埋設いたします。

箇所図10番、工事箇所、須恵、町道城山・樋ノ元線水道管改良工事。箇所図39ページで

ございます。旧城山処理場跡地横ののり面に——箇所図で青色で破線しておりますところが——石綿管で埋設しておりますので、今後の管理、修理等もできない箇所であるために布設がえをするものでございます。工事量、工事長92メートル、ダクタイル鋳鉄管の150ミリを埋設いたします。

29ページに戻っていただきまして、事業費1億9,600万円、財源内訳、国庫補助金800万円、町債2,800万円、一般財源1億6,000円です。

以上、審議方よろしくお願いいたします。

○議長（藤石 豊） これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、議案第16号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤石 豊） 異議なしと認めます。よって、議案第16号水道工事の施工についてを総務建設産業委員会に付託します。

ここでお諮りします。昼食休憩をとりたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤石 豊） 御異議なしと認めます。昼食休憩に入ります。再開を13時といたします。

午後0時00分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（藤石 豊） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第20、議案第17号

日程第21、議案第18号

日程第22、議案第19号

日程第23、議案第20号

日程第24、議案第21号

日程第25、議案第22号

○議長（藤石 豊） 日程第20、議案第17号平成23年度須恵町一般会計予算の提出について、日程第21、議案第18号平成23年度須恵町国民健康保険特別会計予算の提出について、日程第22、議案第19号平成23年度須恵町後期高齢者医療特別会計予算の提出について、日程第23、議案第20号平成23年度須恵町公共下水道事業特別会計予算の提出について、日程第24、議案第21号平成23年度須恵町農業集落排水事業特別会計予算の提出について、日程第25、議案第22号平成23年度須恵町水道事業会計予算の提出について、以上、6議案を一

括議題とします。

提案理由の説明を求めます。まず、議案第17号について、合屋総務課長。

○総務課長（合屋 栄一） 議案第17号平成23年度須恵町一般会計予算の提出について、提案理由の御説明をいたします。別冊の平成23年度一般会計歳入歳出予算書をお願いいたします。

予算書の1ページをお開きください。議案第17号平成23年度須恵町の一般会計の予算は次に定めるところによる。第1条歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ70億8,600万円と定める。第2項の歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表歳入歳出予算」により御説明いたします。

第2条の地方債は、「第2表地方債」によって御説明いたします。

第3条におきまして、一時借入金の借り入れの最高額を6億円と定めております。

第4条におきましては、歳出予算の流用について、同一款内における給料、職員手当等の人件費の各項間の流用ができる由の規定をいたしております。

それでは、3ページの「第1表歳入歳出予算」、まず歳入から御説明いたします。

1款町税、構成比34.7%。町民税については1,500万円の減収、固定資産税については2,563万円の増収となっております。

2款地方譲与税0.9%、自動車重量譲与税400万円の減額を見込んでおります。

9款地方交付税28.4%、地域活性化雇用等対策費など1億3,495万円の増額を見込んでおります。

次に、4ページをお願いいたします。13款国庫支出金9.8%、子ども手当国庫負担金が大幅に増額しております。

14款県支出金6.7%、障害者支援費の県補助金、子宮頸がん等ワクチン接種助成、緊急雇用創出及びふるさと雇用基金事業の県補助金などが増加しております。

15款財産収入1.3%、九州電力地役権設定収入が増加しております。

17款繰入金につきましては、すべて頭出しということで、繰り入れをせずに当町予算を組めたことによるものです。

19款諸収入2.5%。

5ページの第4項受託事業収入、内原・大谷線道路整備受託事業が1億2,400万円の減額となっております。20款町債6.4%、臨時財政対策債が1億3,100万円の減額となっております。

以上が主な歳入でございますが、1款の町税から10款の交通安全対策特別交付金までの一般財源の割合は68.4%、前年度に比べ1.6%小さくなっております。

次に、6ページをお願いいたします。歳出でございますが、2款総務費11.5%、

1,112万円減額しております。1項総務管理費で、基金費で九州電力地役権設定収入を財政調整基金に積み立てております。

3款民生費35.4%、4億6,358万円増額しております。1項社会福祉費では、後期高齢者医療療養給付費、福岡県介護保険負担金、障害者支援自立支援給付金などが増額しております。また、自殺対策、障害児放課後対策事業などを新しく計上しております。2項児童福祉費では、子ども手当3億6,708万円を増額しております。ほかに第二幼稚園建設事業費として852万円などを計上しております。

4款衛生費15.1%、2,999万円の増額、2項清掃費に須恵町外2カ町清掃施設組合負担金、ごみ処理分4億6,127万円、し尿処理分7,441万円、合計5億3,468万円計上しております。

6款農林水産業費では、1項農業費で農業集落排水事業特別会計への繰出金6,670万円を計上しております。

7ページ、8款土木費9.1%、4,188万円減額しております。2項道路橋梁費に内原・大谷線道路整備受託事業費1億300万円、道路新設改良費3,500万円、5項下水道費に公共下水道事業特別会計への繰出金3億275万円計上しております。

9款消防費では、粕屋南部消防組合への負担金2億3,236万円、小型動力ポンプ積載車購入880万円計上しております。

10款教育費10.1%、3,205万円増額しております。1項教育総務費では、小中学校パソコン借上料1,978万円、2項小学校費では施設整備費807万円、4項幼稚園費では耐震診断や屋根防水改修工事などを計上しております。5項社会教育費では、県の基金事業であります重点分野雇用創出事業589万円を計上しております。

12款公債費10.8%、3,613万円減額しております。これは、総合運動公園及び第二小学校大規模改造事業に係る償還が22年度で終了したためです。町債借入金の償還金といたしまして、元金の償還に6億5,261万円、利子の償還に1億1,326万円を計上しております。

次に、8ページをお願いいたします。「第2表地方債」でございますが、起債の目的及び限度額は臨時財政対策債4億4,200万円、一般会計出資債820万円、消防施設整備事業債660万円で、起債の方法は証書借り入れとし、利率につきましては4%以内と規定しております。

以上、提案の理由といたします。御審議方よろしくをお願いいたします。

○議長（藤石 豊） 次に、議案第18号から議案第19号について、安部住民課長。

○住民課長（安部 健一） 別冊の特別会計予算書をお願いいたします。

1ページをお願いいたします。議案第18号平成23年度須恵町国民健康保険特別会計につい

て御説明いたします。

第1条歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ28億8,152万2,000円と定めるものでございます。対前年度比はマイナス10.3%となっております。款項の区分及び金額は、「第1表歳入歳出予算」により説明いたします。

次のページをお願いいたします。国民健康保険は過去5年間の医療費の実績と22年度の医療費の伸びを基礎に積算し、その財源を国保税、国、県、支払い基金、国保連合会、それと繰入金によって予算を構成いたしております。

第1款国民健康保険税は、昨年11月現在の被保険者数と平成21年度の所得により試算しております。対前年度比マイナス3.8%となっております。

3款1項国庫負担金は、国の補助率であります医療費の34%で計上いたしております。2項国庫補助金は、補助率9%で計上いたしております。また、対前年度比の比較におきまして2億532万9,000円の減は、前年度の財源不足として2億5,000万円計上いたしておりますが、今年度は22年度決算見込みの状況で、赤字額を一般会計より繰り入れることで財政との調整がついておりますので、減額いたしております。また、本年度の財源不足として2億724万7,000円を計上し、収支の調整を行っております。

4款の療養給付費負担金は、退職者の医療費に対する支払い基金からの交付金で、歳出の退職者被保険者療養給付費の伸びを22年度の決算見込みから2%伸びとしているため、13.8%の減となっております。

5款の前期高齢者交付金は、支払い基金からの通知が遅れておりますので、前年度並みの金額といたしております。

6款1項県負担金は、歳出の高額医療費拠出金の額の補助率4分の1で計上し、2項の県補助金は医療費の7%の補助率で計上いたしております。

7款の共同事業交付金は30万円以上と80万円以上の高額医療に対して、国保連合会より交付されるもので、歳入歳出ともに国保連合会からの内示額により計上いたしております。

8款繰入金は、法定内繰入金を計上いたしております。

款に占める構成比は、国民健康保険税は18.5%、3款国庫支出金は31.5%、4款療養給付費交付金は5.3%、5款前期高齢者交付金は20.6%、県支出金が4.5%、7款共同事業交付金は13.8%、8款繰入金は5.7%となっております。

次のページをお願いいたします。

次に歳出ですが、1款1項総務管理費は人件費とレセプト点検の委託料が主なもので、2款1項療養諸費、2項高額療養費につきましては、22年度の決算見込み額から2%増で計上いたしております。3項出産育児諸費は55件分、4項葬祭諸費は60件分を計上いたしております。

3 款後期高齢者支援金等ですが、ゼロ歳から74歳までの国保の被保険者が後期高齢者に対して負担するもので、前期高齢者と同様、内示額が来ておりませんので、前年度と同額で計上をいたしております。

5 款老人保健拠出金は21年度の医療費の実績により精査するものでございます。

6 款介護納付金につきましても、支払い基金からの内示額が来ておりませんので、前年度と同額で計上をいたしております。

7 款共同事業拠出金は、連合会からの内示額で計上をいたしております。本年度の伸び率は3.4%となっております。

8 款の保険事業費1目特定健康診査等事業費は、特定検診並びに特定保健指導が義務づけられており、委託料において23年度の検診の国の目標率は53.6%ですが、22年度受診率が32%の実績となっており、委託料を今年度は国の目標率とはしないで、過去3年間の実績を見込み、42%の検診率で経費を計上いたしております。構成比ですが、総務費1.3%、保健給付費68.8%、3款後期高齢者支援金等は10.3%、介護納付金は4%、共同事業拠出金は14.6%、保健事業費は0.5%となっております。

以上、御審議方よろしくお願ひいたします。

続きまして、55ページをお願いいたします。議案第19号平成23年度須恵町後期高齢者医療特別会計予算について御説明いたします。

第1条歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ2億3,250万円4,000と定めるものでございます。対前年度比9.8%の増となっております。款項の区分及び金額は「第1表歳入歳出予算」により御説明いたします。

次のページをお願いいたします。歳入ですが、1款1項後期高齢者医療保険料は広域連合により所得割9.87%、均等割り5万2,213円、限度額50万円で、被保険者数2,364人で推計されております。前年度比11.3%の増となっております。

4 款繰入金1項他会計繰入金は人件費と保険料軽減分を計上いたしております。

次のページをお願いいたします。歳出ですが、1款1項総務管理費は主に人件費を計上いたしております。

2 款2項後期高齢者医療広域連合納付金は、歳入の1款保険料と4款の繰入金の保険料軽減分を広域連合へ納付するものでございます。

以上、御審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（藤石 豊） 続いて、議案第20号から議案第22号について、今泉上下水道課長。

○上下水道課長（今泉 智明） 81ページでございます。議案第20号平成23年度須恵町公共上下水道事業特別会計予算の提出についての説明をさせていただきます。

歳入歳出予算、第1条歳入歳出予算の総額はそれぞれ10億5,664万7,000円と定める。2項歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算」による。地方債、第2条地方自治法第230条の第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は「第2表地方債」による。

83ページをお願いいたします。「第1表歳入歳出予算」歳入、1款分担金及び負担金1項負担金1,664万3,000円、前年比4.0%の減です。これは、供用開始面積の減によるものでございます。

2款使用料及び手数料1項使用料1億5,197万1,000円、前年比3.5%の増。これは、22年度12月までの実績及び3月分までを見込んでおります。

3款国庫支出金1項国庫補助金1億6,500万円、前年比27.9%の増です。

5款繰入金1項他会計繰入金3億274万9,000円、前年比20.9%の増です。2項基金繰入金2,867万5,000円、前年比17.8%の減です。これは、19年から20年までの基金積み立てより23年度分の当該部分基金を繰り入れるものでございます。

7款諸収入2項還付消費税600万円、前年比45%の増。前年度の実績によるものでございます。

8款町債1項町債3億7,560万円、前年比5.5%の増でございます。

84ページをお願いいたします。歳出、1款総務費1項総務管理費1億7,632万1,000円、前年比9.3%の増。これ、汚水量の増を見込んでおります。

2款1項下水道事業費5億1,816万4,000円、前年比13.3%の増。管渠埋設工事及び流域下水道の建設負担金等の増によるものでございます。

3款1項公債費3億6,116万2,000円、前年比7.7%の増。これは償還元金及び利子等による増でございます。

85ページでございます。「第2表地方債」起債の目的、下水道事業債、多々良川流域下水道建設分担金限度額3,500万円、多々良川流域関連公共下水道分限度額2億3,990万円、資本費平準化債公共下水道分限度額3,270万円、資本費平準化債流域下水道分限度額1,990万円、特別措置分限度額4,810万円、起債の方法、利率、償還の方法等は従来と変わりません。

以上、審議方よろしくをお願いいたします。

続きまして、117ページをお願いいたします。議案第21号平成23年度須恵町農業集落排水事業特別会計予算の提出についての説明をさせていただきます。

歳入歳出予算、第1条歳入歳出予算の総額はそれぞれ9,513万1,000円と定める。2項歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算」による。地方債、第2条地方自治法第230条第

1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法は「第2表地方債」による。

119ページをお願いします。「第1表歳入歳出予算」歳入、2款使用料及び手数料1項使用料1,110万9,000円、前年比2.4%の増、22年度12月までと33月までの実績を見込んでの増でございます。

3款繰入金1項他会計繰入金6,671万2,000円、前年比15.2%の増。

6款町債1項町債1,730万円、前年比2.4%の増です。これ資本費平準化債分でございます。

120ページをお願いいたします。歳出、主なものは1款総務費1項総務管理費780万円6,000円、前年比7.1%の増。

2款1項農業集落排水事業費2,387万7,000円、前年比49.1%の増です。これ農業集落排水の計画変更資料作成委託に伴う増でございます。これは上の原地区に伴うものでございます。

3款公債費6,244万8,000円、前年比1.6%の増です。

121ページです。「第2表地方債」起債の目的、下水道事業債、資本費平準化債、限度額1,730万円、起債の方法、利率、償還の方法は従来と変わりません。

以上、審議方よろしくをお願いいたします。

続きまして、別冊の水道の予算書をお願いいたします。1ページでございます。議案第22号平成23年度須恵町水道事業会計予算の提出についての説明をさせていただきます。

第2条業務の予定量、給水戸数9,562戸、前年比1.3%の増です。年間総給水量259万4,820トン、前年比0.2%の増。年間有収水量241万3,183トン、これも前年比0.2%の増です。1日平均の給水量7,109トン、これも前年比0.2%の増です。建設改良費の2億3万4,000円は、前年比13.8%の減です。これは石綿改良補助事業の減によるものでございます。

第3条収益的収入及び支出、第1款水道事業収益としまして5億7,769万1,000円、前年比0.9%の増。これは、使用水量は前年並みで、料金改定に伴う増でございます。

支出、第1款水道事業費として5億6,760万5,000円、前年比1.5%の減。主なものは、営業外費用の負担金、水道水源保全基金積み立てを一時休止することによる減額でございます。

2ページをお願いします。第4条資本的収入及び支出の予定額は次のとおり定める。収入、第1款資本的収入及び支出の予定額は次のとおり定める。収入、第1款資本的収入1億100万円、前年比31.3%の減。石綿管改良工事の減により企業債借り入れ及び国庫補助金の減によるも

のでございます。

支出、第1款資本的支出2億8,297万8,000円、前年比9.2%の減。改良費の配水施設改良費で、石綿管改修工事の減によるものでございます。

収支の差1億8,197万8,000円は損益勘定留保資金で補てんするものとする。

第5条企業債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は次のとおり定める。起債の目的、水道事業債、限度額2,800万円、起債の方法、普通貸し付け、証書借り入れ、利率4%以内、償還の方法は記載のとおりでございます。

3ページです。第6条一時借入金の限度額は1,000万円と定める。第7条次に掲げる経費については、議会の議決を得なければならない。職員給与費8,626万4,000円、前年比5.9%の増、これ人事異動によるものでございます。公債費10万円、第8条棚卸資産の購入限度額は400万円と定める。これ前年並みでございます。

以上、審議方よろしく願います。

○議長（藤石 豊） これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第17号から議案第22号については、先ほど設置しました予算審査特別委員会に付託し、審査することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤石 豊） 御異議なしと認めます。よって、議案第17号から議案第22号は予算審査特別委員会に付託し、審査することに決定しました。

○議長（藤石 豊） 以上で、本日の議事日程はすべて終了しました。次の本会議は3月4日、午前10時に再開します。

本日はこれにて散会します。

午後1時28分散会
